

株式会社ナチュラ
定 款

株式会社ナチュラ 定款

第1章 総 則

<商号>

第1条 当会社は、株式会社ナチュラと称する。

<目的>

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
2. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
3. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
4. 介護保険法に基づく第1号事業
5. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
6. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
7. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
8. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
9. 介護保険法に基づく施設サービス事業
10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業
12. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
13. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
14. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
15. 一般乗用旅客自動車運送事業
16. 特定旅客自動車運送事業
17. 自家用自動車有償運送事業
18. 患者、要介護及び高齢者等の搬送業務
19. 介護用品及び介護機器の販売
20. 弁当の製造、販売、宅配業
21. ネイルサロンの経営
22. 飲食店業
23. 前各号に附帯関連する一切の事業

<本店所在地>

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

<公告方法>

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

<発行可能株式総数>

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1万株とする。

<株式の譲渡制限>

第6条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

<株式の売渡し請求>

第7条 当会社は、当会社の株式を相続その他的一般承継により取得した者に対し、株主総会の決議をもって、当該株式を当会社に売り渡すよう請求することができる。

<株主名簿記載事項の記載等の請求>

第8条 株式の取得により株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社で定める書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してこれを当会社に提出しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

<質権の登録又は信託財産の表示の請求>

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社で定める書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

<手数料>

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

<基準日>

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

<株主の住所等の届出>

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

<招集>

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より1週間前までに、議決権行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。

<議長>

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

<決議>

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

<株主の代理権行使>

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び代表取締役

<員数>

第17条 当会社の取締役は、1名以上とする。

<選任の方法>

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

<取締役の任期>

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

<社長及び代表取締役>

第20条 当会社に取締役を2名以上置く場合は、取締役の互選により代表取締役1名を選定する。
2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とする。
3 代表取締役を社長とし、社長は当会社の業務を統括する。

<報酬及び退職慰労金等>

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

<事業年度>

第22条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

<剩余金の配当等>

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

<設立に際して発行する株式の数等>

第24条 当会社の設立時発行株式の数は60株とし、その発行価額は1株につき金1万円とする。

<設立に際して出資される財産の価額>

第25条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金60万円とする。

<最初の事業年度>

第26条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和5年8月31日までとする。

<設立時の役員>

第27条 当会社の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時取締役	武田 知美
設立時取締役	武田 光博
設立時代表取締役	武田 知美

<発起人の氏名、住所及び設立時発行株式に関する事項>

第28条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い

込む金銭の額は、次のとおりとする。

大阪府大阪市東成区大今里一丁目26番27号

発起人 武田 知美

普通株式60株 金60万円

<成立後の資本金に関する事項>

第29条 当会社の成立後の資本金の額は、金60万円とする。

<法令の準拠>

第30条 本定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令に従うものとする。

以上、株式会社ナチュラを設立するため、発起人の定款作成代理人である行政書士法人タスクマン合同法務事務所 代表社員 井ノ上 剛は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和4年8月15日

発起人 武田 知美

上記発起人の定款作成代理人 行政書士法人タスクマン合同法務事務所
代表社員 井ノ上 剛



同一の情報の提供

提供の日付：2022年9月7日

公証人：12050022 山下 寛



所属法務局：大阪法務局

公証役場：難波公証役場

大阪市浪速区難波中1丁目10番4号

請求対象の登簿管理番号：22-1205002202002182

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2022年9月7日

請求対象の処理公証人：12050022 山下 寛

所属法務局：大阪法務局

公証役場：難波公証役場

大阪市浪速区難波中1丁目10番4号

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。